（医師法施行令の一部改正）

第二条　医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第七条第十一項の項中「第七条第十一項」を「第七条第十項」に、「第二項」を「第一項」に改め、同表第七条第十二項第一号の項中「第七条第十二項第一号」を「第七条第十一項第一号」に、「第二項」を「第一項」に改め、同表第七条第十四項の項中「第七条第十四項」を「第七条第十三項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同表第七条第十五項の項中「第七条第十五項」を「第七条第十四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改め、同表第七条第十六項の項中「第七条第十六項」を「第七条第十五項」に、「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同表第七条第十七項の項中「第七条第十七項」を「第七条第十六項」に、「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同表第七条第十八項の項中「第七条第十八項」を「第七条第十七項」に、「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改める。

第四条第四号中「又は第二項」を削る。

第七条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「第七条第六項」を「第七条第五項」に改める。

第十四条第三号中「第七条第二項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条第四号中「第七条第二項第二号」を「第七条第一項第二号」に改める。

（歯科医師法施行令の一部改正）

第三条　歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第七条第十一項の項中「第七条第十一項」を「第七条第十項」に、「第二項」を「第一項」に改め、同表第七条第十二項第一号の項中「第七条第十二項第一号」を「第七条第十一項第一号」に、「第二項」を「第一項」に改め、同表第七条第十四項の項中「第七条第十四項」を「第七条第十三項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同表第七条第十五項の項中「第七条第十五項」を「第七条第十四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改め、同表第七条第十六項の項中「第七条第十六項」を「第七条第十五項」に、「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同表第七条第十七項の項中「第七条第十七項」を「第七条第十六項」に、「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同表第七条第十八項の項中「第七条第十八項」を「第七条第十七項」に、「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第十三項前段」を「第十二項前段」に改める。

第四条第四号中「又は第二項」を削る。

第七条中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「第七条第六項」を「第七条第五項」に改める。

第十四条第三号中「第七条第二項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条第四号中「第七条第二項第二号」を「第七条第一項第二号」に改める。

（薬剤師法施行令の一部改正）

第四条　薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第八条第十二項の項中「第八条第十二項」を「第八条第十一項」に、「第二項」を「第一項」に改め、同表第八条第十三項第一号の項中「第八条第十三項第一号」を「第八条第十二項第一号」に、「第二項」を「第一項」に改め、同表第八条第十五項の項中「第八条第十五項」を「第八条第十四項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同表第八条第十六項の項中「第八条第十六項」を「第八条第十五項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十四項前段」を「第十三項前段」に改め、同表第八条第十七項の項中「第八条第十七項」を「第八条第十六項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同表第八条第十八項の項中「第八条第十八項」を「第八条第十七項」に、「第六項」を「第五項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同表第八条第十九項の項中「第八条第十九項」を「第八条第十八項」に、「第六項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「第十四項前段」を「第十三項前段」に改める。

第四条第四号中「又は第二項」を削る。

第七条中「第八条第二項」を「第八条第一項」に、「第八条第七項」を「第八条第六項」に改める。

第十四条第三号中「第八条第二項第一号」を「第八条第一項第一号」に改め、同条第四号中「第八条第二項第二号」を「第八条第一項第二号」に改める。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第九号及び第十号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同項第十九号中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第六条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条（見出しを含む。）中「第五十六条の七第六号、第八号及び第九号」を「第五十六条の七第七号、第九号及び第十号」に改める。

（医道審議会令の一部改正）

第七条　医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表医道分科会の項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第八条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第二号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「第八条第二項」を「第八条第一項」に改め、同項第三号を削る。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第九条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第五条の表新法第六条第四号の項中「新法第六条第四号」を「労働者派遣法第六条第五号」に改め、同表新法第六条第五号の項中「新法第六条第五号」を「労働者派遣法第六条第六号」に改め、同表新法第六条第六号の項中「新法第六条第六号」を「労働者派遣法第六条第七号」に改め、同表新法第十四条第一項第二号の項中「新法」を「労働者派遣法」に改める。

第七条第二項中「新法」を「労働者派遣法」に改める。

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令の一部改正）

第十条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「第二十六条第三号」を「第二十六条第二号」に改める。